

主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人山口広、同荒井俊通及び同青木秀樹の上告趣意のうち、判例違反をいう点は、所論引用の地方裁判所の判決は刑訴法四〇五条二、三号の判例に当たらず、その余の引用判例は事案を異にして本件に適切でなく、その余は、事実誤認、単なる法令違反の主張であり、被告人A、同B及び同Cの各上告趣意は、違憲をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であって、いずれも同法四〇五条の上告理由に当たらない。

よって、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成八年六月一七日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	遠	藤	光	男
裁判官	小	野	幹	雄
裁判官	高	橋	久	子
裁判官	井	嶋	一	友
裁判官	藤	井	正	雄